

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十三(十)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平 . . .
助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第 号
助成金等の交付を受けた年月日	3	平 . . .	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価補填金	減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) - (14)	18
	損金不算入額 (8) - (7)	9			
転廃業助成金	転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19
	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌期の繰越額の計算	20
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12			
	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越額の計算	21
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		繰越額の計算	22
	圧縮限度額 (14)又は((14)-1円)	15		繰越額の計算	23
圧縮限度超過額	16		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23	

## 別表十三（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、転廃業助成金の交付を受けた法人が、措置法第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「特別勘定に経理した金額17」には、措置法第67条の4第5項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の102第6項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。